青梅市文化財ニュース

第４４１号

令和６年７月１５日

発行　青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土博物館(青梅市駒木町 1-684　℡0428-23-6859)

ありがたい御朱印

「御朱印」と聞くとみなさんは何を想像しますか？神社や寺院をお参りするともらえるありがたいハンコを思い浮かべるひとが多いでしょう。青梅市内でも御朱印を用意している神社仏閣は多数あります。有名なところでは青梅七福神があります。七ヶ寺を結ぶと全長約２０㎞あり七福神をお参りしつつのハイキングが人気です。

それでは本題に入ります。２枚の写真をご覧ください。

箱のフタに「御朱印」と書かれていますね。文字通りこれは御朱印をしまう箱です。ただしこの御朱印はわたしたちが神社やお寺でもらえるものとはまったく違ったものです。つまり、「朱印状」は、戦国時代から江戸時代にかけて大名や将軍が神社や寺院に対して発行したもので、土地を寄進し年貢や諸役（雑税）を免除する書状のことをさします。実は令和の現代でも「宗教法人」格を持つ神社仏閣は宗教行為に使用する土地の固定資産税は免除され、寄付（おさいせんやお布施）は非課税になっています。「朱印状」がいまだ生き

ていると言えますね。ちなみに駐車場として貸し出した収益や、神主さんやお坊さんのお給料にはしっかり課税されています。

話を戻します。この箱は青梅市根ケ布天寧寺の蔵のなかにしまってあったもので箱の中の朱印状はいつの間にか紛失していて箱だけが残っています。朱印状箱は木製、黒と朱の漆で塗られていて、本体の内径が縦５１．５㎝、横１３．５㎝、高さ８．３㎝、蓋の外径が縦５４．８㎝、横１６．７㎝、高さ９．２㎝です。フタの表面には金字で「御朱印」、内側には朱漆で「當山十八世天洲新造」の銘文があります。銘にある天寧寺１８世の天洲海補和尚は、元禄１６（１７０３）年に起こった火事からの再建に尽力した住職ですから、おそらく火災で焼損した朱印状箱を新調したものと思われます。およそ３００年前に作られたものにしては漆の塗りもツヤを保っており、修復しながら大切に扱ってきたようです。

青梅市の寺社における具体的な朱印状の内容や石高については、青梅市文化財ニュース第８２号「朱印状（地）をいただいた市内の寺社」（平成６年８月１５日発行）に詳細な解説があります。青梅市のウェブサイトから青梅市郷土博物館の「刊行物・発行物」のページに進むと文化財ニュースのバックナンバーを閲覧できます。どうぞご一読ください。

（文責　沖　祐昭）